

平成 28 年
第 2 回南九州市農業委員会 会議録

1. 日 時 平成 28 年 2 月 19 日(金) 午後 2 時～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館

3. 出席委員(33 人)

会長 1 番 堀之内 和矢

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 4 番 山脇 茂孝 5 番 中禮 隆一 6 番 東 鈴子

7 番 君野 潤二 8 番 武田 正喜 9 番 永山 明美 10 番 松村 孝徳

11 番 奥菌 克年 12 番 外菌 順子 13 番 松久保 英生 14 番 松永 正美

15 番 寶代 行廣 16 番 田中 泉 17 番 吉崎 重廣 18 番 下之門 信洋

19 番 梶山 俊孝 20 番 下永田 チサト 21 番 栗ヶ窪 和治

22 番 栢木 いさ子 23 番 東垂水 勝秀 24 番 仁田尾 三男

25 番 西牟田 實盛 26 番 武田 豊子 27 番 宮原 耕一

28 番 深町 幸子 30 番 小原 光則 31 番 有菌 正伸 32 番 大隣 講平

33 番 吉留 丘 34 番 有村 真知子 35 番 上野 茂

4. 欠席委員(2 人)

3 番 宮原 俊郎 29 番 吉崎 久男

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 4 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 5 議案第 7 号 農業振興地域整備変更計画書(案)の意見決定
について

○ 日程第 6 議案第 8 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について

○ 日程第 7 議案第 9 号 農地法第 4 条許可申請に対する許可並びに諮問

決定について

- 日程第 8 議案第 10 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに諮問決定について
- 日程第 9 議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日程第 10 議案第 12 号 農地法第 5 条による農地転用許可後の事業計画変更に対する承認について
- 日程第 11 議案第 13 号 農地利用変更届について
- 日程第 12 議案第 14 号 平成 28 年度農作業標準賃金の承認について
- 日程第 13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己 農政係長 加治佐 和彦
農地係長 福地 一浩 係員 大倉野 巖
知覧分室農政農地係長 上野 誠 係員 赤崎 美行
川辺分室農政農地係長 山下 剛志 係員 川畑 和成

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。3 番 宮原俊郎 委員，29 番 吉崎久男 委員 から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 33 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 28 年第 2 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 103 ページをご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求め

ます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号をのべてから発言してください。

議長 日程第1 会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、7番 君野 委員、8番 武田 正喜 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。
お諮りします。本会議の会期は、本日2月19日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長 続きまして、日程第3 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画並びに、議案審議に関しない農地法第18条第6項及び農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。資料は3頁からになります。

今回、農地法第18条第6項による通知事案は3件の合意解約がなされました。内容としましては、賃貸人が穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん他1人、賃借人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん他2人からの申し入れです。

解約の主導は、全て貸し人主導で1番は耕作者変更のため、ほかは本人耕作のためとなっております。地目の内訳は、田が3筆で2,793㎡、畑が4筆4,621㎡、合計7筆7,414㎡となっております。

続きまして、農用地利用集積計画による通知事案ですが、18件の合意解約がなされました。内容としましては、賃貸人が颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん他17人賃借人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん他11人からの申し入れです。解約の主導は、7番から10番と、14番17番18番が貸し人主導で、他は借り人主導であります。解約の理由は、11番12番14番は所有権移転、ほかは耕作者変更のためとなっております。地目ごとの内訳は、田が3筆1,320㎡、畑が34筆57,300㎡で、合計37筆58,620㎡の合意解約となります。

地域別では、颯娃地域が12件、知覧地域が1件、川辺地域が5件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第4農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 農業経営改善計画認定者の報告についてご説明申し上げます。

資料は、11ページになります。今回認定されたのは4件です。

先ず、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に牧ノ内地域で、構成員10名で茶32haについて製茶機械240k型1ラインを用いて荒茶の製造を行ってきました。

今後、離農者や高齢農家等の農地を借り受け、生産から加工まで一貫した経営を行っていきたい、併せて製茶機械を整備し、品質向上を図り生産性を高めることで会社及び構成員の安定経営を目指す考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、経営の合理化や生産方式の合理化に努めるとともに、制度資金等を活用し、中型摘採機の購入や各種機械の購入、更新を希望しています。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に郡地域で、荒茶加工をしながら茶生産及び苗木販売を行ってきたが、今後、茶園面積の拡大

や、クリーンで安全な茶作りに努め、所得の安定を目指したい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんと、経営の合理化や生産方式の合理化にを希望しています。

次に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に塩屋地域で、葉たばこと、原料甘藷等の複合経営を行ってきました。今後、良品質のたばこを作ることによって経営を安定させ、親子で協力しながら規模拡大を図り、環境に配慮した農業経営を目指したい考えです。

経営改善目標を達成するために、農業委員会の優良農地のあっせんによる集団化と面積の拡大、生産方式の合理化に制度資金等を活用し、大方機械の導入などを希望しています。

次に、川辺町の〇〇〇〇さんです。これまで主に川辺町の牧場にて和牛 125 頭を肥育しており今後はさらに規模を拡大していく計画であります。尚、現在栃木県、北海道、熊本県、宮崎県、鹿児島県で約 7000 頭の肉用牛の肥育、出荷を行っています。（当初目標 5000 頭）

経営改善目標を達成するために更なる経営規模の拡大、生産方式の機械化、合理化に農業従事者等々の改善等を考えています。

今回の報告は以上でございます。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず日程第 5 議案第 7 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。

穎娃地区の調査員の報告をお願いします。

奥菌委員 2月9日、山脇委員と事務局の計4人で、申請人及び農政課職員立ち会いのもと、農用地利用計画変更申請に係る現地調査を実施しましたので報告いたします。

申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町別府字〇〇の畑で、申請面積は500㎡になります。現在借家住まいで手狭になったことや、将来は後継者として農業に従事したいとのことから、実家近くの父親が

所有する申請地を譲り受け住宅を建築しようとするもので、「農用地区域からの除外」となっております。

申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇kmの〇〇の北側にありますが、詳細は議案資料の15ページから17ページの地図をご覧ください。

申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はないものと判断しました。代替地については、いくつか検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことであります。これらのことから、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断しました。以上です。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは補足説明をいたします。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地については、数カ所検討しましたが適当な土地が見つからなかったとのことであります。周辺農地の集団化・作業効率への影響については、他の農地には耕作道路が確保されているため支障はないものと判断されます。用排水路等への影響につきましては、雨水等は道路側溝へ放流する計画であるため、特に影響を及ぼす恐れはありません。土地改良事業等については、南薩土地改良区から「やむを得ない」旨の意見書が農振担当課に提出されております。以上、本申請につきましては特に問題はなく、農用地区域からの除外については、やむを得ないものと判断されるところでございます。以上です。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第7号 農業振興地域整備変更計画書（案）については、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第7号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長 次に、日程第6議案第8号 農地法第3条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、農地法第3条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。議案資料は19ページからになります。今回の申請は、所有権移転が12件ありました。譲渡人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他11人、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他10人の申請であります。申請内容の内訳は、田が4筆で1,053㎡、畑が12筆で7,874㎡です。所有権移転の理由としましては、6番、10番、11番は、親族、知人からの受贈、4番は社会福祉事業の運営のため、他は規模拡大によるものとなっております。地域別では、颯娃地域3件、知覧地域3件、川辺地域6件となっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり田が9番の155,000円から12番の324,000円の間で、畑が1番の120,000円から4番の18,000,000円の間で売買される予定です。

法第3条第2項各号の判断については、21ページから26ページの調査書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上でございます。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

今市委員 畑の取引価格が120000円から18,000,000円とありますが、18,000,000円で間違いはないですか。

農地係長 18,000,000円で間違いありません、ちなみにこの土地は4番の社会福祉事業運営のための土地で、知覧の〇〇周辺になります

議長 他に質問、ご意見は有りませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第8号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第8号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長 次に、日程第7議案第9号 農地法第4条許可申請に対する許可並びに諮問決定についてを議題といたします。まず、現地調査員の報告を求めます。
まず、潁娃地区の報告をお願いします。

奥菌委員 2月9日、山脇委員と事務局の4人で、申請人立ち会いのもと、現地調査を実施しましたので報告いたします。

審議番号1番ですが、申請人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、潁娃町〇〇の畑で、申請面積は248㎡になります。申請地の隣接地には農業用施設が整備されておりますが、収納しきれない農機具や資材の置き場及び通路として利用しようとするものです。申請地は、潁娃庁舎から〇〇に直線で、〇〇kmの〇〇の南側にあたりますが、詳細は議案資料の30・31ページの地図をご覧くださいと思います。申請地の北側は道路に、東側は宅地と山林に、南側・西側は雑種地に接しており、隣接する農地はないため、特に問題はないと思われま。これらのことから本案件については、申請農地の転用はやむを得ないものと判断しました。

以上です。

議長 次に、川辺地区の報告をお願いします。

栢木委員 去る2月9日、有菌委員、事務局、私の計4名で農地転用許可申請に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

審議番号2番の申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、川辺町〇〇の畑で、505㎡、転用目的は山林です。申請地は周囲を山林に囲

まれ耕作条件が悪く、生産性も低いことから、杉を植林して山林として管理しようとするものですが、既に昭和50年1月頃、申請人の父親が植林しており始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇km行った〇〇近くに位置しますが、詳細は32・33ページの地図をご覧ください。申請地の北側と南側は現況山林の畑に、東側は道路を挟んで山林に、西側は山林に接しています。現状のまま利用し雨水は自然流下とするので、土砂流出等の恐れはありません。また、周囲に農地はないので日照・通風等についても影響を与えるものではありません。調査の結果、申請農地の山林への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号3番です。申請人は、〇〇の〇〇〇〇さん、申請農地は、川辺町〇〇ほか1筆の田で、申請面積は1,123㎡、転用目的は山林です。申請地は隣接地より地盤が高く水利が悪いため耕作に適さず、今後も耕作の見込みがないため、山林として管理しようとするものですが、既に平成17年4月頃、植林されており始末書が提出されています。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇km行った県道鹿児島川辺線の〇〇近くに位置しますが、詳細は34・35ページの地図をご覧ください。申請地の北側は河川堤防に、東側は県道に、南側は田に、西側は水路と不耕作の畑に接しています。現状のまま利用し、雨水排水は自然流下とします。土砂流出等の恐れはなく、また、隣接地とは4m程度の緩衝地を設けるため、日照・通風等に影響を及ぼす恐れもありません。調査の結果、申請農地の山林への転用はやむを得ないものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 資料は、29ページからでございます。

審議番号1番でございますが、立地基準については、申請地は農用地区域内農地であります。農用地利用計画において指定された用途に供することから農用地利用計画指定用途に該当します。一般基準の資力及び信用ですが、過去に違反転用等行った事はなく、資金については、現状のまま利用するので不要とのこと。転用行為の妨げになる者については、農家台帳を確認したところ該当する者はありません。また、転用目的にもありますように、農機具・資材等置き場、一部を通路として利用するもので、許可後は遅滞なく供するものと思われ。関係行政庁の免許、許可、認可等については、必要ありません。これらのことから、特に問題はなく転用はやむを得ないと判断するところです。以上です。

川辺分室

それでは補足説明を申し上げます。

審議番号2番の立地基準ですが、申請農地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断されるところであります。一般基準の資力及び信用ですが、農地法の許可を受けずに転用したことについては始末書が提出されており、今後はこのようなことのないようにするとのことであります。転用行為の妨げになる者は、台帳を確認したところおりませんでした。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、既に転用済みであり、関係行政庁の免許、許可、認可等についても、特に必要ありません。このことから、本申請について、山林への転用はやむを得ないと判断するところであります。

次に、審議番号3番の立地基準ですが、申請農地は、都市計画法で第一種中高層住居専用地域として用途地域が定められていることから、第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると判断されるところであります。一般基準の資力及び信用ですが、農地法の許可を受けずに転用したことについては始末書が提出されており、今後はこのようなことのないようにするとのことであります。転用行為の妨げになる者は、台帳を確認したところおりませんでした。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、既に転用済みであり、関係行政庁の免許、許可、認可等についても、特に必要ありません。このことから、本申請について、山林への転用はやむを得ないと判断するところであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

小原委員

審議番号3番は、この周囲には山林もない杉でも植えたら周囲に影響を及ぼすのではないのでしょうか、周辺の方の同意を貰っているのでしょうか。ここは、ほとんど住宅なんですよ。

川辺分室

周囲の同意は書面では取っておりません、現在は桜と柿の木が植えられており山林にしたいということで、山林になっています。今後同意など取ることも検討しないととは思いますが、立地基準には違反はしていないので、許可できないことはないのかと考えています。

小原委員　　今回は桜とか植えることであっても、山林としてしまうと、将来杉とか植えられる訳なので問題になると思う、杉などは植えないと一筆同意を貰えないものなのではないでしょうか。

川辺分室　　周囲の同意を貰う必要のある土地もあるかもしれませんが、この土地については、周囲の同意は貰っていませんが申請をする場合に誓約書を取っておりまして、誓約書の内容は、転用にあたって周辺に迷惑をかけないと、かけた場合には申請者が、責任をもって対応するとなっています。なのでこれが変わりになるのではと思います。

今市委員　　この土地の周辺の田んぼや畑は耕作されているのでしょうか。

川辺分室　　耕作をしている土地は、地番で申し上げますと、〇〇と〇〇の2つの田で後は不耕作の田と畑です。

今市委員　　〇〇番地はどうですか

川辺分室　　〇〇は、近頃まで製材所の小屋が立っていましたが、現在は更地になって不耕作地となっています。

今市委員　　〇〇と〇〇は、耕作をされているが同意を貰っているのですか。

川辺分室　　書面では貰ってはいないと思いますが、現状としては木を植えた時点で気づいていたはずです。

議　　長　　所有者が大分に住んでいるとなっていますが、管理はどのようになっていますか

川辺分室　　申請の時も帰ってこられていたのですが、時々帰ってこられて、その時に草払いなどは、行っているとのことでした。

小原委員　　やはり、同意書を取るべきだと思います。　後々周囲に迷惑をかけたるといけないので、同意を取るべきだと私は思います。

農地係長　　ただいまの件ですが、依然山などに転用するときは周囲の同意を取って

いたようですが、ある時期（時系列がはっきりしないのですが）国等の指導で、同意書が必要でなくなった経緯があります。そのさい鹿児島県では、独自で誓約書を取るよう指導があったところですが。その内容は、先ほどあった通り自己の責任で何かあった時には対応するというものです。

小原委員 誓約書では相手は、何もわからないので、本人と周囲の者で内々で同意書を取るように指導したらどうですかと言っているのです。

下之門委員 宅地の真ん中や、農地の真ん中に転用で山林ができると、なんで一言相談しなかったかと言われるので、同意を取るべきだと思います。

議 長 しばらく休憩をします。

議 長 休憩前に戻りまして審議を再開します。ただいま案件となっています審議番号3番については保留にすると、農地の中を山林にするのは、委員会総会の中で色々異論があった旨伝え、その中で周囲の同意を貰えるのであれば、再度次の委員会で審議するというので3番については保留ということ、また、審議番号1番2番につきましては、農地法第4条許可申請に対する許可並びに諮問決定については、申請理由からしてやむを得ないものとして申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第9号については、審議番号1番2番については申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することに決定されました。3番については保留ということになりました。

議 長 次に、日程第8 議案第10号 農地法第5条許可申請に対する許可並びに諮問決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告を求めます。

まず、所有権移転の穎娃地区分3件について、報告をお願いします。

山脇委員 それでは、農地法第5条所有権移転について現地調査の報告をいたします。

審議番号1番について、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲

渡人は穎娃町〇〇の 〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇の畑で、申請面積は 1,325 m²のうち 395 m²になります。

申請人は借家住まいでありますが、手狭になったため住居を新築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で約〇〇km の〇〇にあります。詳細は議案資料の 39・40 ページの地図をご覧ください。申請地の北東側と北西側は道路に、他は畑に接しております。現状のままで利用しますが境界はブロック積みとしますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は溜め舁を通して道路側溝へ、汚水・生活雑排水も浄化槽で処理し同じく側溝へ放流します。日照通風等については、平屋建て建築高が約 3 メートルですので、隣接農地に影響を及ぼす恐れはないと思われま。

審議番号 2 番について、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇の畑で、申請面積は 425 m²になります。

申請人は実家敷地内に居住していますが、手狭で老朽化していることから、父親所有の申請地に住居を新築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇km の〇〇にあります。詳細は議案資料の 41・42 ページの地図をご覧ください。申請地の北側と西側は本人耕作の畑に、東側は道路に、南側は宅地に接しております。現状のままで利用しますが境界はブロック積みとしますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照通風等については、境界から 1.5 から 5 メートル離して建築しますので、隣接農地に影響を及ぼす恐れはないと思われま。

審議番号 3 番について、譲受人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、穎娃町〇〇ほか 1 筆の畑で、申請面積は 424 m²になります。

申請人は借家住まいであります。高齢の父親と同居するため、父親所有の申請地に住居を新築しようとするものです。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に直線で〇〇km の〇〇にあります。詳細は議案資料の 43・44 ページの地図をご覧ください。申請地の北側と西側は宅地に、東側は道路に、南側は畑に接しております。現状のままで利用しますが境界はブロック積みとしますので、土砂流出等の恐れはありません。雨水は自然流下とし、汚水・生活雑排水は浄化槽で処理し道路側溝へ放流します。日照通風等については、隣接農地から 5 メートル離して建築しますので、影響を及ぼす恐れはないと思

われます。

これらのことから3件の申請については、申請農地の転用はやむを得ないものと判断しました。以上です。

議長 次に、所有権移転の知覧地区分3件について、報告をお願いします。

田中委員 去る2月9日、東垂水委員、事務局の計4名及び関係者立ち会いの元、農地転用申請にかかる現地調査を実施しましたので、ご報告いたします。私からは、所有権移転の審議番号4番から6番までを報告いたします。

37ページ、所有権移転の審議番号4番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の453㎡です。申請目的は、申請人が現在借家住まいで手狭であるため、一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇kmほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の45・46ページの地図をご覧ください。申請地は、北側・西側は道路に、東側・南側は畑に接しています。最高0.6mの盛土を行うが、境界には、よう壁を設けるため、土砂流出等の恐れはなく、また雨水は、道路側溝へ放流し、汚水生活雑排水は、合併浄化槽で処理し、道路側溝へ放流します。日照通風等については、隣接農地から1m程度離して建築するので、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

次に、審議番号5番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の415㎡です。転用目的は、申請人が現在借家住まいで、老朽化し不便であることから、一般住宅を建設するものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇kmほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の47・48ページの地図をご覧ください。申請地は、東側は道路に、ほかは宅地に接しています。隣接農地はないため、土砂流出、雨水排水、日照・通風等については特に問題はないと判断しました。

次に、審議番号6番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人が、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の22㎡です。転用目的は、申請人は新聞販売所を経営しており、従業員の駐車場を整備しようとするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇kmほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の49・50ページの地図をご覧ください。申請地は、西側は道路に、それ以外は宅地に接していません。隣接農地はないため、土砂流出、雨水排水、日照・通風等については特に問題はないと判断しました。

以上です。

議 長 次に、賃借権設定の知覧地区分1件について、報告をお願いします。

東垂水委員 賃貸借設定の審議番号2番について、報告いたします。

借人が、〇〇の〇〇〇〇さんほか3名、貸人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇、畑の3,910㎡のうち3,500㎡です。申請地は、日照に恵まれ、周辺農地へ悪影響を及ぼす恐れがないことから太陽光発電施設を整備しようとするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇kmほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の56～58ページの地図をご覧ください。申請地は、北側は宅地と道路に、東側は宅地と畑に、南側は畑に、西側は水路に接しています。現状のままで利用し、隣接農地の境界は、ブロック積みとするので、土砂流出等の恐れはなく、また雨水は、自然流下で水路へ放流し、日照通風等については、施設高1.8m程度であり周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上、報告を終わります。

議 長 次に、地上権設定の知覧地区分1件について、報告をお願いします。

東垂水委員 59ページ、地上権設定分について、報告いたします。

借人が、〇〇の〇〇〇〇さん、貸人が、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請農地は、知覧町〇〇ほか4筆、畑の計3,532㎡です。申請地は、20年以上も休耕地であり、太陽光発電を建設しようとするものです。現地の場所は、知覧庁舎から〇〇に直線で〇〇kmほどの〇〇に位置します。詳細は、議案資料の60～62ページの地図をご覧ください。申請地は2ヶ所で、①の申請地は、北側は荒廃した畑に、東側・南側は道路に、西側は畑と宅地に接しています。②の申請地は、北側・西側は畑に、東側は道路に、南側は原野に接しています。造成は地ならし程度で、境界はブロック積みとするため土砂流出等の恐れはなく、また雨水は排水溝を設け、集水柵を通して道路側溝へ放流します。日照通風等については、施設高2m程度であり、周辺農地に影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上、現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 それでは、説明します。資料は、37ページからになります。

まず、所有権移転の審議番号1番についてですが、立地条件については、申請地は10ha以上の一団の農地にあることから、第1種農地と判断されますが、不許可の例外である「集落接続施設」に該当すると思われま。一般基準の資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については金融機関の融資で賄うとのことで、関係書類で確認できますので、適当と認められます。また、転用目的にもありますように、住居を新築するもので許可後は遅滞なく供することが確実だと思われま。

次に2番と3番についてですが、申請地は農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断される所でありま。資力及び信用については、過去に違反転用等行った事はなく、資金については自己資金及び金融機関の融資により賄うとのことで、添付書類で確認できますので適当であると考えま。また、転用目的にもありますように、住宅を新築するもので許可後は遅滞なく供することが確実だと思われま。

次に53ページ、賃借権設定の1番についてですが、申請地は10ha以上の一団の農地にあることから、第1種農地と判断されますが、不許可の例外である「農業用施設用地」に該当すると思われま。資力及び信用については、農地法の許可を受けずに既に転用していることについて始末書が提出されており、今後はこのようなことのないようにする所でありま。

以上、所有権移転の3件、賃借権設定の1件とも転用行為の妨げになる者については、農地台帳確認した所小作人等はおりま。関係行政庁の免許、許可、認可等については、所有権移転の1番3番は南薩土地改良区から協議が整い差し支えないとの意見書が出されておりま。ほかにつきましては、特に必要ありません。

以上です。

知覧分室

37ページ、所有権移転の審議番号4番から説明いたしま。

立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えま。転

用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等についても，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから，転用はやむを得ないと判断するところではあります。

次に，審議番号5番について説明いたします。

立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして，一般基準の資力及び信用ですが，申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く，必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で，申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等についても，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから，転用はやむを得ないと判断するところではあります。

次に，審議番号6番について説明いたします。

立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして，一般基準の資力及び信用ですが，申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く，必要な資金については全額自己資金でまかなう計画で，申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は，農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許，許可，認可等についても，特に必要ありません。また，許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから，転用はやむを得ないと判断するところではあります。

次に，53ページ，賃借権設定の審議番号2番について説明いたします。

立地基準ですが，中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから，第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして，一般基準の資力及び信用ですが，申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く，必要な資金については融資及び自己資金でまかなう計画で，申請書

に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、経済産業省からの発電設備認定通知書、及び九州電力からの工事費負担金請求書が、それぞれ添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、59ページ、地上権設定分について説明いたします。

立地基準は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地のその他農地と判断されます。続きまして、一般基準の資力及び信用ですが、申請者は過去に違反転用等を行ったことが無く、必要な資金については全額融資でまかなう計画で、申請書に添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。転用行為の妨げになる者は、農家台帳を確認しましたところ該当するものはいません。関係行政庁の免許、許可、認可等については、経済産業省からの発電設備認定通知書、及び九州電力からの工事費負担金請求書が、それぞれ添付されており、許可後の速やかな転用も確実であると思われます。これらのことから、転用はやむを得ないと判断するところです。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

川辺分室

それでは補足説明を申し上げます。

資料は38ページ、所有権移転の審議番号7番です。立地基準ですが、申請農地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地のその他の農地と判断される所であります。一般基準の資力及び信用ですが、必要な資金については全額を自己資金で賄うとのことで、添付された関係書類で確認できました。また、過去に違反転用等行ったこともないことから、信用についても問題ないと認められます。転用行為の妨げになる者は、台帳を確認したところおりませんでした。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については、申請目的にあるとおり、勤務する法人の事業拡大により置場が不足しているため、許可後は遅滞なく供すると思われます。関係行政庁の免許、許可、認可等については、特に必要ありません。このことから、本申請について、貸資材置場への転用はやむを得ないと判断するところ

るであります。

以上で補足説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

實代委員 53 ページの〇〇〇〇についてですが、地目が山林になっていますがこれは畑になっているのでしょうか。

農地係長 地目は畑となっていますが、現況は畑となっています。

田中委員 今の回答ですが山林地目で現況が畑であったということですが、地目が山林であれば農地法にかからないのではないですか。

農地係長 現況が農地であれば農地法の場合現況主義でありますので、農地として手続きをして頂いたということです。加えましてここは農振の農用地区域に入っておりましたが、今回の見直しで、用途変更で除外していただいています。

事務局長 農業会議所が出している書物で、農地法では、農地とは現況によるとありますので、農地法による手続きが必要とのこととです。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 10 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 10 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ諮問することに決定されました。

議 長 ここでしばらく休憩いたします。次は 3 時 45 分から始めさせていただきます。

議 長 休憩膳に引き続き審議を再開いたします。

議 長 次に、日程第9議案第11号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法 第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。議案資料は64ページからになります。

まず、「所有権移転」ですが、詳細は65ページになります。

内容としましては、譲渡人は、〇〇の 〇〇〇〇さん 他4人で 譲受人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん 他4人です。所有権移転の理由は、全て規模拡大によるもので、地目の内訳は、全て畑で7筆、15,424㎡となっております。申請農地の取引価格については、10aあたりで、294,000円から825,000円の間で売買される予定です。地域別の件数は、穎娃地域3件、知覧地域2件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。資料は66頁から83頁になります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の 〇〇〇〇さん 他97人で、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の 〇〇〇〇さん 他46人になります。設定面積は、田が42筆で28,731㎡、畑が143筆で218,516㎡、合計185筆の247,247㎡になります。地域別では、穎娃地域が38件、知覧地域が19件、川辺地域が45件となっています。

次に、「賃貸借利用権の転貸」であります。資料は84・85頁になります。利用権を設定する者は、〇〇〇〇、利用権の設定を受ける者は、川辺町〇〇の 〇〇〇〇です。設定面積は、田が2筆で1,555㎡、であります。

次に、「使用貸借利用権の設定」であります。資料は86頁から91頁になります。利用権を設定する者は、知覧町〇〇の 〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、知覧町〇〇の 〇〇〇〇さんです。設定面積は、田が16筆で9,875㎡、畑が31筆で44,999㎡、合計47筆の54,864㎡であります。地域別では、知覧地域6件、川辺地域7件となっております。

以上でございますが、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号2番～6番については奥蘭委員が議事参与の制限に該当しますので、まず、該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第11号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、賃貸借利用権設定の番号2番～6番を除く案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第11号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号2番～6番を除く97件、と賃貸借利用権の転貸の全案件と使用賃借利用権の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第11号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。
奥蘭委員、にお諮りします。議事の進行上、議事参与の制限に該当する案件については、一括して議事を進行したいところであります。ご異議ございませんか。

関係委員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
それでは、議事参与の制限に該当する案件について審議を行いますので、奥蘭委員の退室を求めます。
(奥蘭委員、退室)

議長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 11 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 2 番～6 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。よって、議案 11 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。奥菌委員、の入室を許可いたします。

(奥菌委員 入室)

議長 関係委員に報告いたします。議案第 11 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定されました。

議長 次に、日程第 10 議案第 12 号 農地法第 5 条による農地転用許可後の事業計画変更に対する承認についてを議題とします。事務局に提案説明をいたさせます。

農地係長 それでは、ご説明申し上げます。

農地転用事業計画変更申請のあった農地は、〇〇の〇〇〇〇が太陽光発電施設設置の目的で、平成 26 年 7 月 25 日付けで農地法第 5 条の許可を受けたものであります。変更内容は、当初隣接する山林を含め、全体面積 17,013 ㎡、うち農地面積 10,812 ㎡に発電量 840kw、3,360 枚のパネルを設置する計画でありました。造成は、敷地全体の地勢に合わせ三段の区画でパネルを設置する予定でありましたが、造成を進める中で湧水があり、法面崩落の恐れがあったため、一段の区画に造成を変更することで、当初計画のパネルを配置できたことから、畑 2 筆 1,870 ㎡については縮小されたものであります。これにより全体面積 15,143 ㎡、転用面積 8,942 ㎡となります。

今回の事業計画変更による周辺農地への影響は、特にないものと

判断するところであります。以上です。

議長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第12号に係る案件については、申請どおり承認することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。
よって議案第12号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議長 次に、日程第11議案第13号 農地利用変更届けについてを議題といたします。まずもって、現地調査員の報告を求めます。

有菌委員 それではご報告いたします。

届出人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇)さんで、届出農地は、川辺町〇〇ほか2筆の田で合計435㎡です、場所は、川辺庁舎から〇〇に〇〇km行った〇〇に位置しますが、詳細は98・99ページの地図をご覧ください。届出地は2か所に分かれており、1か所は、東側が本人所有の畑と道路に、西側が水路と不耕作の田に接しています。もう1か所は、東側が田に、他は道路と河川に接しています。

届出の理由は、水利など耕作条件が悪く、田としての利用が望めないため、畑として利用するものであります。現状のまま利用しますので、土砂等の流出の恐れはありません。調査の結果、田から畑への利用変更については、やむを得ないものと判断いたしました。 以上で報告を終わります。

議長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

川辺分室 本案件は農地の利用形態を田から畑へ転換するものであります。田においては、水利の関係上、周辺に支障がないか確認する必要がありますが、いずれも周辺農地に支障を及ぼす恐れはないことを確認しました。隣接農地の耕作者の同意については、本人所有地と耕作放棄地以外は同意を得ています。このことから、田から畑への転換は支障ないものと思われ、受理することが適当であると判断されます。 以上で補足説明を終わります。

議長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 13 号 農地利用変更届けについては、申請のとおり受理することにご異議ありませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 13 号については、申請のとおり受理することに決定いたします。

議長 次に、本日配布されました追加議案になりますが、日程第 12 議案第 14 号 平成 28 年度農作業標準賃金の承認についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農政係長 議案第 13 号 平成 27 年度農作業標準賃金の承認についてご説明申し上げます。議案書は 101 ページからになります。

去る 2 月 17 日知覧庁舎において、「南九州市農作業標準協議会」が開催され、審議がなされました。

協議会の委員は 3 地区の農作業受託者、委託者、農業委員の代表と農業公社職員の 12 名で構成されており、11 名の出席で協議をいたしました。

協議の結果としまして、まず、一般農作業賃金についてですが、県の最低賃金単価が、27 年 10 月 8 日付けで、1 時間当たり 678 円から 694 円に改正されております。8 時間を掛けますと、5,552 円になりますので、現

行の5,500円では下回ってしまうために、100円値上げして5,600円といたしました。併せて、山林作業も100円値上げして、6,700円としております。

次に委託作業についてですが、昨年の協議結果が、「料金は据え置きとするが、燃料費の値上がりについては、毎年協議を行う。」となっております。燃料費につきましては、供給過剰により、現在値下がり傾向にあります。昨年の2月と比較しますと、軽油が15円、ガソリンが28円値下がりしている状況です。

隣接する市の状況ですが、指宿、枕崎、南さつま、各市が昨年と同額とするという決定、あるいは見込みとなっております。また、南九州市農業公社との事前協議を行い、農業公社の受託作業料金につきましては、据え置きの方針でありました。また、その後決定がなされ、受託作業については、市と同じ作業区分のものは据え置きとなっております。従いまして、「燃料費については、来年度も検討課題とすること」とし、また、南九州市農業公社との事前協議を実施して両者の意思確認を行うこととし、委託作業料金につきましては、27年と同額に据え置くことに決定いたしました。ただ、畦立等の備考欄に甘藷マルチ同時施肥作業は、10aあたり1,080円を加算されます。を挿入することとなりました。また公社の委託にない甘藷つる切、甘藷堀について協議会では各1000円づつの増額が提案されました。農協等と協議したところ、一般の受託者がその様な希望であれば、農協としては問題はないとのことでしたので、今回1,000円プラス消費税分を増額して案を作成しております。

以上が、協議会での決定でございます。本日の会議で農業委員会の承認をいただきましたら、3月発行の「農業委員会だより」に掲載し、一般に公表することになります。

審議方お願いいたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員 畦立てマルチ消毒は、テロンもピクリンも同じと考えてよろしいのでしょうか

農政係長 一緒と考えてください。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第14号 平成28年度農作業標準賃金の承認については、原案どおり承認することとし、4月1日から適用することにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第14号については、原案どおり承認することとし、4月1日から適用することに決定いたします。

議長 次に、日程第13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 先月、田中委員から質問のありました茶園の整理事業について、茶業課に確認したところ、28年度からの新規事業において対応できるとのことで、現在茶工場単位での座談会等で説明しているとのことでした。

内容については、抜根する圃場に10アール当たり5万円が助成されます。27年産まで適正に管理されていた茶園が対象で、2、3番茶摘採後に管理をしていない茶園は、状況によっては対象にならない可能性もあり、現況写真が必要とのことでした。

なお、茶園のままの貸し借りであるため、現状のまま所有者に返されるとのことでしたが、この事業を申請できる者は、茶園の耕作者であるため、現在の耕作者（管理者）がこの事業により茶園を整理（抜根）し、所有者へ返すこととなります。

事業の申請手続き等の詳細は、茶業課へお問い合わせいただき、関係者へご指導ください。

今後の日程について連絡する。

議長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

農政係長 配布資料の説明(新規就農者の情報提供・28年度農業委員会開催計画等)

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成28年第2回南九州市農業委員会を閉会いたします。ご起立願います。

事務局長 「一同 礼」

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 7番 _____

会議録署名委員 8番 _____